

大阪市告示第14号

生産緑地法（昭和49年法律第68号）第10条の6第1項の規定に基づき特定生産緑地の指定を解除したため、同法第10条の6第2項の規定に基づき準用される第10条の2第4項の規定により、次のように公示する。

令和8年1月7日

大阪市長 横山英幸

特定生産緑地の指定解除

番号	名 称	区	地 番	特定生産緑地の面積
1	南江口二丁目2号	東淀川区	南江口二丁目106番1	約0.13ha
2	南江口二丁目2号	東淀川区	南江口二丁目107番2	約0.01ha
3	中茶屋一丁目2号	鶴見区	中茶屋一丁目23番1	約0.19ha
4	茨田大宮一丁目10号	鶴見区	茨田大宮一丁目138番2	約0.08ha
5	焼野二丁目1号	鶴見区	焼野二丁目329番	約0.04ha
6	喜連西四丁目2号	平野区	喜連西四丁目1352番2	約0.08ha
7	喜連二丁目3号	平野区	喜連二丁目1897番4	約0.1ha
8	加美東六丁目2号	平野区	加美東六丁目16番1	約0.05ha
9	加美東六丁目2号	平野区	加美東六丁目16番2	約0.08ha
10	加美南一丁目1号	平野区	加美南一丁目48番1	約0.05ha

11	加美南一丁目 1 号	平野区	加美南一丁目49番 1	約0.05ha
----	------------	-----	-------------	---------

(経済戦略局産業振興部産業振興課)